平成２７年（フ）第４５６５号
大阪府箕面市桜ケ丘２丁目10番５号、前住所大阪府箕面市半町２丁目４番２号（107号）
債務者　中山　公一
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６６８号
大阪市生野区桃谷３丁目21番５号　松栄荘３号
債務者　小﨑　隆夫
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６７９号
大阪市旭区新森７丁目４番33号
債務者　星山又浩こと　**袞**　　又浩
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５６５号
仙台市泉区将監３丁目14番９号
債務者　高野　美幸
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６１１号
仙台市宮城野区東十番丁９番地の１　プレジデント榴ケ岡703
債務者　菊地　敦士
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６１８号
仙台市若林区成田町94番地
債務者　大森　美穂（旧姓大久保）
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６２８号
仙台市宮城野区萩野町３丁目７番地の９コートハウス萩野町201
債務者　今野　真帆
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６４１号
宮城県宮城郡松島町初原字志戸内13番地の１
債務者　桑原亜梨沙
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６４９号
仙台市宮城野区萩野町３丁目８番地の19　京急仙台プラザ725
債務者　齋藤　綾子
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第９５号
富山県高岡市立野美鳥町３丁目22番地
債務者　嶋谷　美穂
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第２３７号
山梨県西八代郡市川三郷町高田2560番地
債務者　今村　　勝
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２５０号
山梨県甲府市国母４丁目７番22号　グリーンビレッジ108
債務者　秋田　恭子
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３７１号
兵庫県姫路市花田町小川515番地１　市営上野住宅３棟310号
債務者　上杉　敬一
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３０８号
奈良県大和郡山市小泉町2996番地20
債務者　井上　政夫
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第７３８号
広島市中区舟入南４丁目８番20―404号　Mビル３
債務者　藤村　義人
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７５１号
広島市南区皆実町６丁目17番５―404号
債務者　白須　康二（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２７号
高知県安芸市港町２丁目７番24号　ヴィラ港町301号室
債務者　小松　稔輝
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係